

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

軽度者の福祉用具貸与の例外的な給付に関して、以下の要領で保険者確認を行いますので、該当する利用者について手続きしていただきますようお願いいたします。

なお、手続きが円滑に行われるよう、申請前に高齢者福祉課包括支援係にご相談ください。

留意点

- ◆例外給付の開始日を原則「町確認日」以降の利用開始日からとし、有効期間は認定有効期間とします。有効期間後、継続して貸与を受ける場合は再度手続きが必要です。
- ◆がん等で迅速に暫定プランを作成する場合、要介護認定等情報提供申請書の提出により、認定結果が出る前であっても、認定調査の結果を福祉用具の品目に応じ限定的に情報提供します。

申請から給付までの流れ

※別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図」を参照

1 対象者

要支援1、2および要介護1の被保険者で、医師の「医学的な所見」によって国の示した状態像であると判断され、当該福祉用具の利用が必要と思われるもの

※認定調査結果等により例外給付の対象となる方については申請手続きの必要はありません。(表1)

2 対象種目

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「自動排泄処理装置」

3 手続き方法

(1) ケアマネジャーによるアセスメントの実施

利用者の状態像の確認およびアセスメントの実施により、以下のi～iiiの状態像に該当するか確認し、福祉用具貸与の適否について判断します。

例外給付の対象となる状態像	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者に該当する者。(例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者に該当するに至ることが確実に見込まれる者。(例：がん末期の急速な状態悪化)
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、厚生労働大臣が定める者に該当すると判断できる者。(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)
注：()内の状態は、あくまでもi～iiiの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に()内の状態以外の者であっても、i～iiiの状態であると判断される場合もある。	

※ i～iiiの状態像の例については別紙(表2)をご覧ください。

(2) 医師への確認

ケアマネジャーは軽度者に対する福祉用具例外貸与にかかる医学的所見、主治医意見書、医師の診断書、医師からの聞き取り等で状態像 i～iii の内容が明確にされているか確認します。

(3) サービス担当者会議の開催

ケアマネジャーは医師の医学的所見にもとづいてサービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与の必要性等について検討します。

(4) 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書」の提出

福祉用具貸与が必要と判断した場合、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書」に以下の書類を添付し、高齢者福祉課包括支援係まで提出してください。

提出書類

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書
- ② 医学的な所見の確認書類（軽度者に対する福祉用具例外貸与にかかる医学的所見、主治医意見書、医師の診断書の写し、医師から聴取した内容を記載した支援経過記録等）
- ③ サービス担当者会議の記録
- ④ ケアプラン 1. 2 表または介護予防プラン

(5) 書類審査、例外給付対象の確認

提出書類を確認の上、例外給付の可否を決定します。

(6) 例外給付の開始日及び期間について

開始日は、原則「町確認日」以降の利用開始日からとし、有効期間は認定有効期間とします。

ただし、区分変更等により新たに認定を受けた場合は、認定の効力が生じた前日までとします。

有効期間後、継続して貸与を受ける場合は、3 手続き方法（1）ケアマネジャーによるアセスメントの実施に戻り、手続きを行います。

(表 1) 認定調査結果等により該当と判断される状態像

種目	厚生労働大臣が定める者	基本調査の結果
ア. 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	※
イ. 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ. 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ. 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障が ある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が 意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 又は、 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載さ れている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要とし ない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ. 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	※
カ. 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※印については、該当する認定調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。

(表2) 例外給付の対象となる状態像の例 (概要)

事例類型	状態像の例	福祉用具の例
i 状態の変化	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象 (ON・OFF 現象) が頻繁におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態になる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具体位変換器 ・ 移動用リフト ・ 自動排泄処理装置
	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具体位変換器 ・ 移動用リフト ・ 自動排泄処理装置
ii 急性増悪	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台 ・ 床ずれ防止用具体位変換器 ・ 移動用リフト ・ 自動排泄処理装置
iii 医師禁忌	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台
	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台
	重度の逆流性食道炎 (嚥下障害) で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊寝台
	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生のリスクが高く、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床ずれ防止用具体位変換器
	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動用リフト